

地域中小企業の健全な成長・発展に向けて

経営者保証ガイドライン3要件へ対応できる TKC会員事務所が行う業務のご紹介



経営者保証ガイドライン3要件 (主たる債務者および保証人向け)

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ②財務基盤の強化
- ③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保



TKC会員事務所が行う業務

- ①税理士法33条の2に基づく添付書面
- ②中小会計要領チェックリスト
- ①財務経営力の強化支援(自計化・経営助言)
- ②経営改善計画策定支援(ポスコロ・405)
- ①決算書・試算表等の定期的な提供
- ②決算書・試算表等のデジタル送付(TKCモニタリング情報サービス)



金融庁による監督指針改正への対応に、TKC会員事務所がご協力できます！